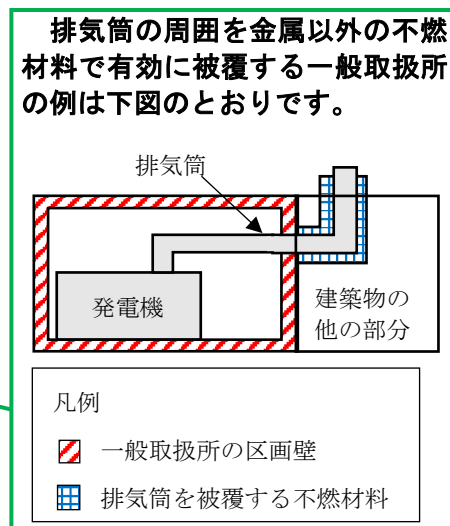


## 「細則 3-2 非常用発電設備等の排気筒を不燃材料被覆する一般取扱所の自主保安基準」の解説

危規則第 28 条の 57 第 2 項により設置する一般取扱所において、非常用発電設備等の排気筒が建築物の他の部分と区画する壁を貫通する場合、当庁では危政令第 23 条に基づく特例の適用要件として、適切な延焼防止措置等を講じることを求めています。

延焼防止措置等として、排気筒を不燃材料で被覆する措置を講じる一般取扱所は、排気筒を被覆する不燃材料の点検基準である細則 3-2 を定める必要があります。

細則 3-2 非常用発電設備等の排気筒を不燃材料被覆する一般取扱所の自主保安基準	
定める必要がある施設	①から③のすべてに当てはまる一般取扱所 ①危規則第 28 条の 57 第 2 項を適用する区画室単位の一般取扱所 ②非常用発電設備等の排気筒が、一般取扱所とその他の部分を区画する壁又は床を貫通する一般取扱所 ③危政令第 23 条の特例要件として、排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する一般取扱所
第 1 総則	当所の非常用発電設備等の排気筒を被覆する不燃材料の維持管理は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「排気筒を被覆する不燃材料の点検基準」に基づき行うものとする。
第 2 排気筒を被覆する不燃材料の点検基準	1 所長は、排気筒の不燃材料の被覆状況に係る定期点検及び緊急点検の方法を定めるものとする。 2 1 で定める点検方法に従い、必要な知識、技能を有する者が排気筒の不燃材料の被覆状況に係る定期点検及び緊急点検を行うものとする。 3 2 の点検は、所長の指示・確認のもとで行うものとする。 4 2 の点検により異常が発見された場合、所長は、必要に応じて非常用発電設備等の使用を禁止する等の措置を講じるものとする。
5 その他	



特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。